

平成29年度包括外部監査結果に対する措置状況（市長部局）【平成30年10月末現在】

別紙2

監査テーマ：①出資団体の財務事務の執行及び経営管理について  
 ②八戸市立図書館及び八戸市博物館にかかる財務事務の執行について

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	1	26	公益財団法人八戸市総合健診センター	償却資産の申告漏れについて	平成28年度の償却資産申告書を閲覧したところ、10万円以上20万円未満の資産について、取得があるにもかかわらず申告されていなかった。過年度も含め、該当する資産の調査を行い、課税課と協議の上、適正に申告しなければならない。	課税課と協議の上、過年度分も含め平成30年1月に申告を行った。	措置済
結果	2	28	公益財団法人八戸市総合健診センター	貸倒引当金の計上について	貸倒引当金の過大計上が発生する主な原因は引当率に問題があるといえる。明快な根拠があって、かつ現実的な引当率としては、過去3事業年度の貸倒実績率の平均値を使うことが多いため、引当率を貸倒実績率として適正に計算すべきである。	平成29年度決算から、貸倒引当金の計上基準に貸倒実績率を適用した。	措置済
結果	3	30	公益財団法人八戸市総合健診センター	落札結果の記載漏れについて	入札執行書に落札結果の記載が漏れているものがあつた。執行書は適正に作成しなければならない。	平成29年度から、主担当及び副担当の複数でのチェック体制により、入札関係書類の確認を徹底している。	措置済
結果	4	30	公益財団法人八戸市総合健診センター	入札書の記名押印漏れの確認について	入札（見積）書の入札者の受任者の記名押印が行われていないものがあつた。提出された書類については、必ず内容を確認し、記載漏れ等があれば修正を求めなければならない。	平成29年度から、主担当及び副担当の複数でのチェック体制により、入札関係書類の確認を徹底している。	措置済
意見	5	32	公益財団法人八戸市総合健診センター	補助金振替額の表示科目について	平成28年度の正味財産増減計算書Ⅰ一般正味財産増減の部の「④受取補助金等」の内訳が中科目で記載されているが、正確な表示方法は「受取補助金等振替額」であるため修正が必要である。	平成29年度決算から、受取補助金等振替額と表示した。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	7	34	公益財団法人 八戸市総合健 診センター	理事会運営について	理事会の決議を得て実施した事項の結果報告や自己の重要な分担業務の概況等を職務執行の報告内容に可能な限り記載し、理事会において、質疑等の活発な議論が行われることが期待される。	平成30年度の理事会から、結果報告や自己の重要な分担業務の概況等を職務執行の報告内容に記載した。	措置済
結果	5	50	社会福祉法人 八戸市社会福 祉事業団	現金の残高照合について(在宅サービス課)	金庫で保管している現金について、経理規程第28条により、現金は毎日帳簿残高と照合し、会計責任者に報告しなければならないとされていること、また、同規程第10条により補助簿として「金銭残高種別表」を備えることとされているので、経理規程に従い、毎日現金残高と「金銭残高金種別表」との照合を行い、会計責任者に報告する必要がある。	平成30年度から、経理規程に従い、金銭残高金種別表を作成し、毎日現金残高との照合を行った上で、会計責任者に報告を行うよう事務処理方法を見直した。	措置済
意見	10	51	社会福祉法人 八戸市社会福 祉事業団	賞与引当金の計上について(管理課)	社会福祉事業団の給与規程取扱による賞与計算対象期間について、社会福祉法人会計基準に従い、賞与引当金を計上しなければならないが、現状計上されていない。また、経理規程に賞与引当金について記載がない。 したがって、今後、経理規程に賞与引当金に関する事項を定めるとともに、必要な賞与引当金を計上する必要がある。	社会福祉法人会計基準に従い、平成30年3月に経理規程を改正し、平成30年3月31日付けで賞与引当金に計上する会計処理を行った。	措置済
意見	12	53	社会福祉法人 八戸市社会福 祉事業団	消耗品の購入について(うみねこ学園)	うみねこ学園の消耗品の購入方法について、通常特定の事業者から購入しているが、ネット販売の価格を調査し、現在の事業者と価格交渉をするなど、購入価格の引き下げに努める必要がある。	平成30年度から、消耗品の購入の際は、ネット販売の価格や市内の他事業者の価格を調査し、必要に応じて事業者との価格交渉を行うとともに、ネット購入も取り入れ経費節減を図った。	措置済
結果	6	65	なんごうプラ ザ株式会社	宿泊室の社長室としての使用について	グリーンプラザなんごう内の2階洋室1室を社長室として使用しているが、これは公の施設の一部について一般利用を制限するものであり、施設の用途は指定管理業務を遂行するにあたり使用する必要があるものに限定する必要がある。	平成30年8月から、当該洋室を宿泊室として使用している。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	7	67	なんごうプラザ株式会社	個別注記表等の作成について	各事業年度に係る計算書類のうち「個別注記表」と付属明細書の「有形固定資産及び無形固定資産の明細」が作成されていない。	平成29年度決算から、「個別注記表」と付属明細書の「有形固定資産及び無形固定資産の明細」を作成した。	措置済
結果	8	68	なんごうプラザ株式会社	宿泊にかかる使用許可申請書及び使用許可書の取り扱いについて	グリーンプラザなんごうの宿泊施設使用許可申請書及び使用許可書については条例施行規則で様式が定められているが、異なる独自の様式を使用していた。公の施設の指定管理業務である以上、市の定める様式を用いる必要がある。	平成29年10月から、条例施行規則で定める様式を使用している。	措置済
意見	16	72	なんごうプラザ株式会社	「道の駅」なんごう施設管理業務委託契約について	現状、指定管理者の公募に際しての募集要項上、「道の駅」なんごう施設管理業務委託契約の存在に触られていないことから、募集要項に契約の存在及び過去の委託料の実績額等を明示することが必要である。	平成31年度からの指定管理者募集要項に、「道の駅」なんごう施設管理業務委託契約の存在や過去の実績額について明記した。	措置済
意見	17	74	なんごうプラザ株式会社	市職員退職者の出資団体役員への就任にかかるルールの明確化について	市職員退職者が出資団体の役員に就任するにあたり、在職中に指定管理者選定委員会等の委員となった者については、一定期間、当該出資団体の役員への就任を行わない等のルールを定めることが望ましいものとする。	平成30年度に他都市の状況を調査を実施した結果、指定管理者選定委員会等の委員となった者の就任ルールを定めている事例はなかった。また、選定委員会等の委員としての職務と出資団体の役員就任の間には関連性が認められない。	現状維持
意見	21	85	一般財団法人八戸地域地場産業振興センター	宿泊事業について	ユートリーの宿泊室利用率は、ホテル業としては低水準である。収益事業としての宿泊事業を伸ばそうと努力すれば民業圧迫との批判を受けかねないが、公益目的での宿泊利用を伸ばすことはユートリーならではの取組みであるから、そこでの営業努力が望まれる。	平成30年度から、シングルルーム満室時のシングルユース料金について、公益利用の場合を安価に設定し、差別化を図った。 今後も、公益としての宿泊について、研修利用や、大会、学会参加者の利用等を促進するため、継続的に貸館利用者や旅行会社等への営業を実施する。	措置済